

# 第2期宗像市自殺対策推進計画（案）

～誰も自殺に追い込まれることのない宗像市を目指して～

## 概要版

令和7年1月

宗像市

# はじめに～第2期宗像市自殺対策推進計画の策定について

## 1 自殺対策推進計画策定の背景

全国の年間の自殺者数については、2012年（平成24年）以降3万人台から2万人台へと減少しているものの、依然他の先進国と比較しても高い水準にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大とともに、2020年（令和2年）は、2009年（平成21年）以来11年ぶりに自殺者数が増加に転じています。女性の自殺者数が増加に転じるとともに、もともと増加傾向にあった小中高生の自殺者数が大きく増加していることがその要因となっております。

このような状況に対して、2022年（令和4年）10月、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、子ども・若者や女性の自殺対策の更なる推進など、今後、5年間で取り組むべき施策が新たに位置づけられることとなりました。そして、このことを踏まえて、都道府県及び市町村が各々自殺対策計画の見直しを行うことが必要となっております。

本市としても、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の趣旨に沿い、改めて本市の実情や特性を踏まえ、自殺対策推進計画の見直しを図るものです。



### 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。  
○ 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定  
第3次：平成29年7月25日閣議決定  
第2次：平成24年8月28日閣議決定  
第1次：平成19年6月8日閣議決定

#### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

#### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

#### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

#### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

#### 第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

#### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

資料：「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引(厚生労働省)

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づき、2022年（令和4年）10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、策定するものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。第3次宗像市総合計画の計画期間と連動して施策を推進し、最終年度の評価結果をその後の計画に反映します。

# 第1章 自殺対策の基本的な考え方と計画の目標

---

## 1 自殺に関する基本認識

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるということを、市民一人ひとりが基本認識として共有することが重要です。

## 2 自殺対策の基本的な考え方

自殺総合対策大綱の基本方針をもとに、以下の項目を宗像市の自殺対策の基本的な考え方とします。

### (1) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて、自殺のリスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する様々な取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進します。

### (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、組織や人々が密接に連携する必要があります。

### (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、個人の問題解決に向けて相談支援を行う「対人支援のレベル」と、問題を複合的に抱える人に対して関係機関等との実務連携により包括的な支援を行う「地域連携のレベル」と、計画の枠組みや整備等に関わる「社会制度のレベル」を連動させることで、総合的に推進します。

### (4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発を行います。

### (5) 市の役割を明確化し、他の関係機関との連携・協働を推進する

自殺対策は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民が連携・協働して総合的に推進することが必要です。市は、住民に最も身近な基礎自治体として、住民の暮らしに密着した広報・啓発、相談支援等を始めとして、地域の特性に応じた自殺対策を推進していく中心的な役割を果たします。

### (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

国、県、民間団体等とともに、市の自殺対策に関わるものは、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう認識して自殺対策に取り組む必要があります。

## 3 計画の目標

自殺に関する基本認識を理解し、自殺対策の基本的な考え方を基盤として、様々な施策に取り組むことで、誰も自殺に追い込まれることのない宗像市を目指します。自殺の要因はさまざまであり、対策の効果についての評価等も難しいことから、本市独自の数値目標の設定はせず、国の数値目標を市の施策について見直し等を検討する際の参考指標として取り扱うこととします。

### 計画の目標

**誰も自殺に追い込まれることのない宗像市**

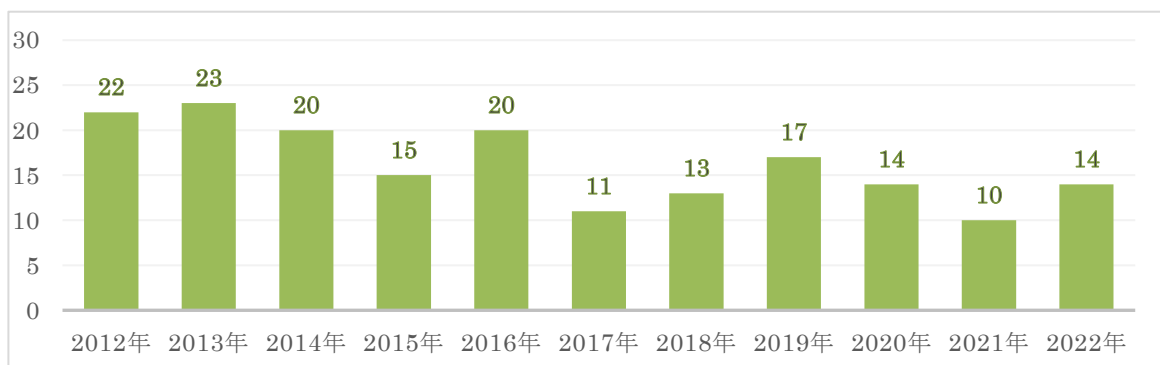
## 第2章 宗像市の自殺者の現状と今後の施策の視点

### 1 本市の自殺者の現状

地域の特性に応じた自殺対策を推進するため、国から、すべての都道府県及び市町村ごとに自殺の実態に関する統計や分析結果が示されています。

#### (1) 自殺者数の推移

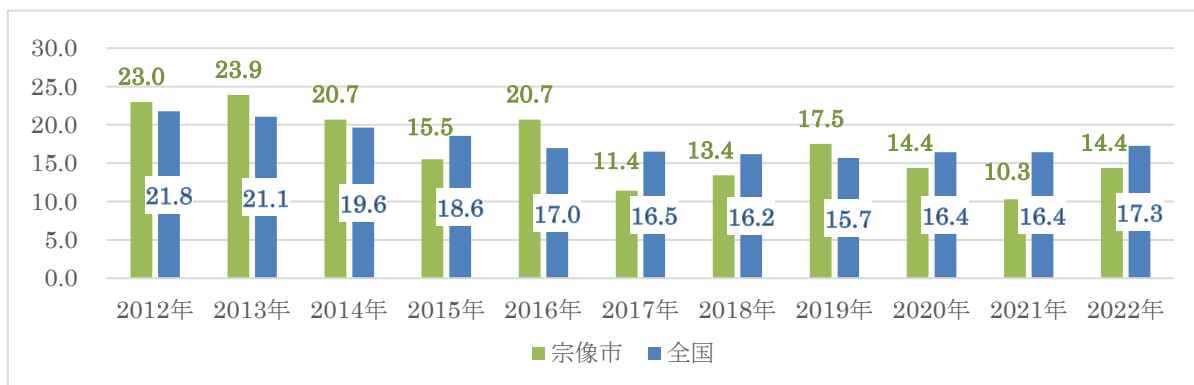
本市の2012年以降の過去10年間の自殺者数の推移をみると、2013年が23人と最も多く、2017年以降は20人を下回っています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（単位：人）

## (2) 自殺死亡率の推移

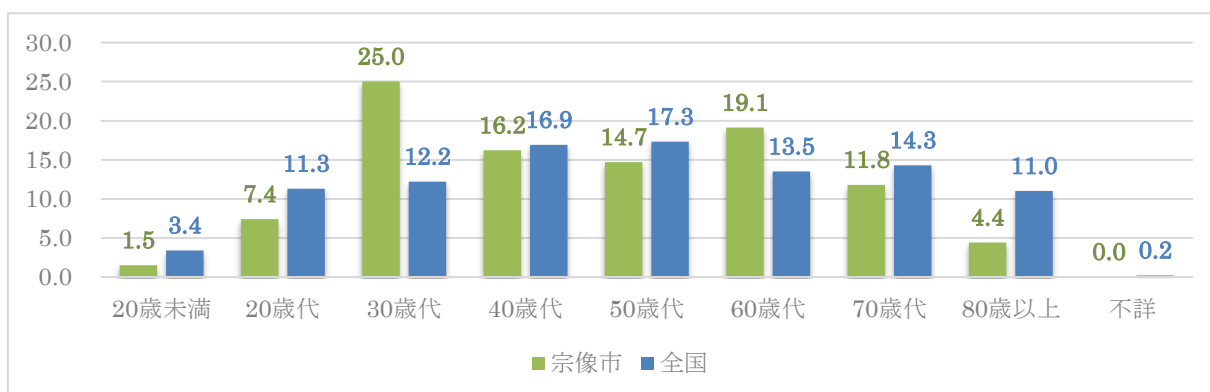
本市の人口10万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率をみると、2013年が23.9で最も高く、2017年までは減少傾向にありました。また、全国比では、2017年以降は全国を下回る年が多くなっているが、前年比では、直近2022年は、自殺者数とともに高くなっています。



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2023」（人口10万対、単位：%）

## (3) 自殺者の年代別割合

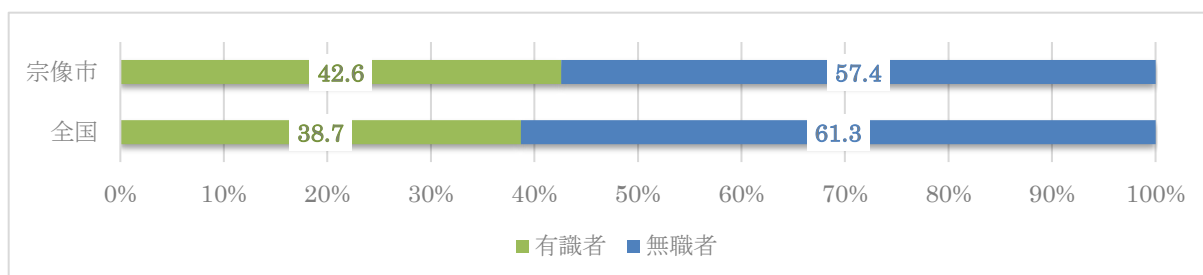
本市の2018年から5年間の自殺者数の年代別割合をみると、30歳代が最も高く25.0%で、次いで60歳代が高く19.1%で全国より高くなっています。また、子ども・若者の自殺者数は全国で過去最多となっており、本市でも若者の自殺者が発生している状況です。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」ほか（単位：%）

## (4) 自殺者の職業の有無別割合

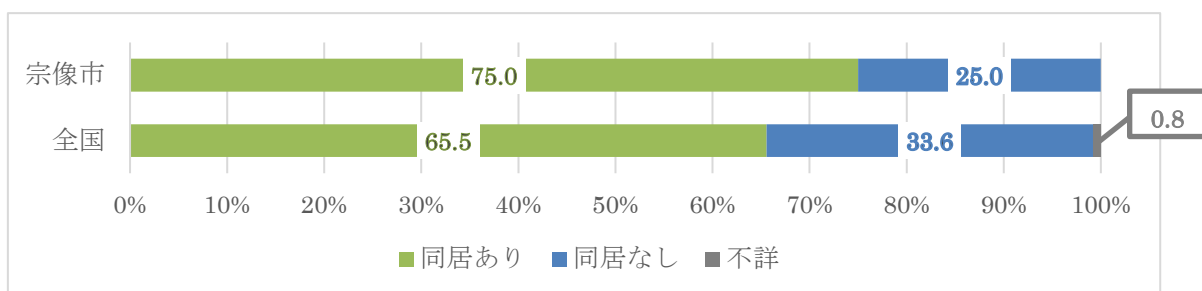
本市の2018年から5年間の自殺者数の職業の有無別割合をみると、有職者<sup>(※1)</sup>42.6%、無職者<sup>(※2)</sup>57.4%で、有職者よりも無職者が高くなっています。全国では有職者38.7%、無職者61.3%となっており、本市では若干有職者が高くなっています。



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2023」

### (5) 自殺者の同居人の有無別割合

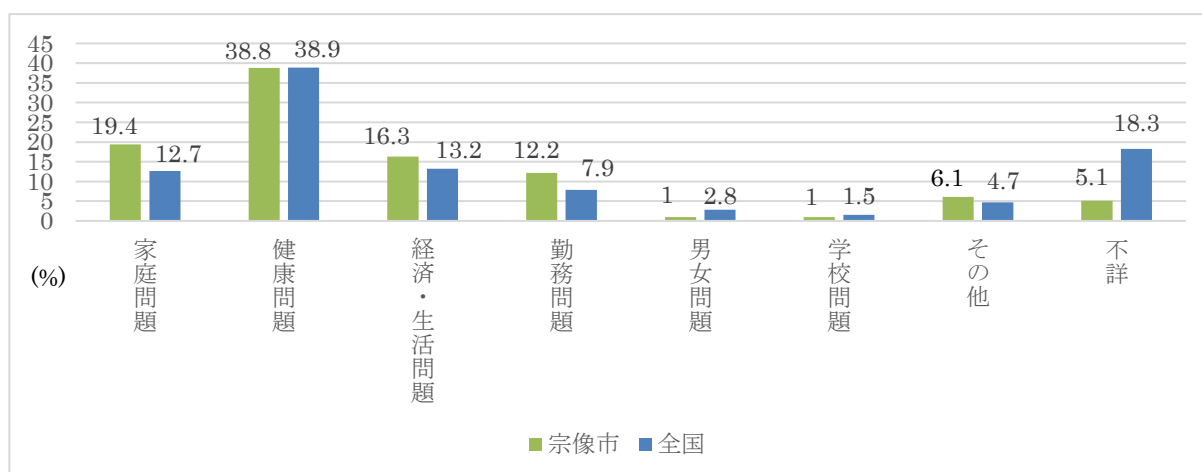
本市の自殺者数の同居人の有無別割合をみると、同居人ありが75.0%、同居人なしが25.0%で、全国よりさらに高い比率で同居人ありが多くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (6) 自殺の原因・動機の状況

本市の2018年から5年間の自殺の原因・動機別区分の割合をみると、健康問題が最も多くなっていますが、家庭問題や経済・生活問題、勤務問題も一定程度見られます。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」 (単位：%)

## 2 本市の関連事業・取り組みの共通課題

#### 【主な共通課題】

- 相談内容や相談者の属性によって、所管する窓口がはっきりしない、もしくは該当がない場合や、複合的な課題が見られる場合の対応体制の整備
- 高齢者や子ども・子育て世代への相談支援の充実が図られてきた中で、20代から50代を中心としたいわゆる「現役世代」や、義務教育を終えた高校生以上の「若者世代」へのアプローチ手法
- 関係者や市民に対する自殺への理解や意識の啓発、ゲートキーパー養成等の推進

### 3 本市の今後の施策の視点

本市の自殺者の現状や傾向、関連事業・取り組みの共通課題や自殺総合対策大綱の趣旨等を踏まえ、本市の今後の施策の視点を次のとおりとします。

- (1) 特定の性別や年代等に偏らない、幅広い市民を対象とした施策の推進
- (2) 市民一人ひとりへの自殺対策の重要性の啓発や、各種相談窓口の周知など、誰もがより相談支援を利用しやすい環境づくり
- (3) さまざまな事象に対する各関係機関と連携・連絡を密にした対応
- (4) 特に国が重視している「子ども・若者」や「女性」に関わる施策、及び自殺者の名誉等に配慮する取り組みの推進

## 第3章 基本施策と重点施策

### 1 基本施策

#### 本市の6つの基本施策の柱

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの阻害要因の減少、促進要因の増加、自殺未遂者等への支援
- 5 自死遺族等への支援の充実
- 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### 2 基本施策の柱と主な事業・取り組み

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を「生きることの包括的支援」として地域全体で推進・展開すべく、庁内外関係機関等が連携・協働するための体制の整備や強化を図ります。

##### ○主な事業・取り組み

- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 子ども家庭センター
- ・ 子ども家庭相談事業（要保護児童対策地域協議会）

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

悩みや生活上の困難を抱える人に気づき、適切に対応できる人材育成を目指し、行政職員や関係機関、医療従事者等のほか、市民を対象に研修を行います。

### ○主な事業・取り組み

- ・ゲートキーパーの養成

## (3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるような命や暮らしの危機は、誰にでも起こり得ることであり、危機に陥ったときは誰かに援助を求めることが適切だということが社会全体の共通認識となるよう、また、自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解が促進されるよう啓発活動に取り組みます。

### ○主な事業・取り組み

- ・啓発活動の推進
- ・関連図書の紹介
- ・相談窓口の総合的周知

## (4) 生きることの阻害要因の減少、促進要因の増加、自殺未遂者等への支援

生きることの阻害要因を減らす取り組みと、生きることの促進要因を増やす取り組みへと繋がるよう、自殺未遂者など自殺念慮を抱えた人等を含め、幅広い対象層に向けて相談支援等を行います。

また、学校において、困難・ストレスへの対処方法を身に付けたり、自尊感情や自己有用感が得られる教育を行います。

### ○主な事業・取り組み

- ・からだところの健康相談、うつ病予防スクリーニング
- ・消費生活相談事業
- ・障がい者相談支援事業
- ・生活支援体制整備事業、総合相談事業（高齢者支援）
- ・権利擁護事業、認知症総合支援事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・ファイナンシャルプランニング相談事業
- ・子育て支援センター運営事業、子どもの居場所づくり事業
- ・子どもの権利救済事業、発達障害支援事業
- ・適応指導教室運営事業
- ・ひとり親家庭自立支援事業
- ・子ども家庭相談事業（子ども家庭相談員、ヤングケアラーコーディネーター）
- ・子ども家庭相談事業（スクールソーシャルワーカー）
- ・教育政策振興事業（いじめ防止対策推進委員会等）
- ・教育相談事業（スクールカウンセラー）
- ・小中一貫コミュニティ・スクール推進事業
- ・こころと生き方の相談、女性支援相談
- ・母子保健事業、妊娠包括支援事業、妊娠期からの伴走型相談支援事業



### (5) 自死遺族等への支援の充実

身近な人を自殺で失うことに伴い直面しうる様々な課題の解決に向けて、心理面・生活面等で必要な相談支援や情報提供を行います。

#### ○主な事業・取り組み

- ・自死遺族等に向けた相談窓口等の案内

### (6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

命や暮らしの危機に直面した時に、誰にどうやって助けを求めればよいのか、また、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいことを学ぶための教育を行います。

#### ○主な事業・取り組み

- ・学校におけるいじめ防止等に関わるアンケートや面談等の実施
- ・相談電話・窓口等の周知
- ・人権教育啓発事業（SOSミニレター事業の周知）

## 3 重点施策

基本施策の事業・取り組みのうち、主要な相談支援や、今後さらなる充実や定着が望まれるものを重点施策として対象層ごとに区分します。

### (1) 全対象層共通（※各対象層には再掲なし）

- ★重層的支援体制整備事業
- ★ゲートキーパーの養成
- ★啓発活動の推進
- ★関連図書を紹介
- ★相談窓口の総合的周知
- ★からだところの健康相談
- ★うつ病予防スクリーニング

### (2) 高齢者

- ★総合相談事業（高齢者支援）

### (3) 生活困窮者、無職者・失業者

- ★生活困窮者自立支援事業
- ★ファイナンシャルプランニング相談事業

### (4) 子ども・若者

- ★子ども家庭センター
- ★子ども家庭相談事業（要保護児童対策地域協議会）
- ★子どもの権利救済事業
- ★適応指導教室運営事業
- ★子ども家庭相談事業（子ども家庭相談員、ヤングケアラーコーディネーター）
- ★子ども家庭相談事業（スクールソーシャルワーカー）
- ★小中一貫コミュニティ・スクール推進事業
- ★相談電話・窓口等の周知

### (5) 勤務・経営

- ★生活困窮者自立支援事業（再掲）
- ★ファイナンシャルプランニング相談事業（再掲）

## (6) 女性

★子ども家庭センター（再掲）★子ども家庭相談事業（子ども家庭相談員、ヤングケアラーコーディネーター）（再掲）★こころと生き方の相談  
★女性支援相談 ★母子保健事業（再掲）  
★妊娠包括支援事業 ★妊娠期からの伴走型相談支援事業

## (7) その他

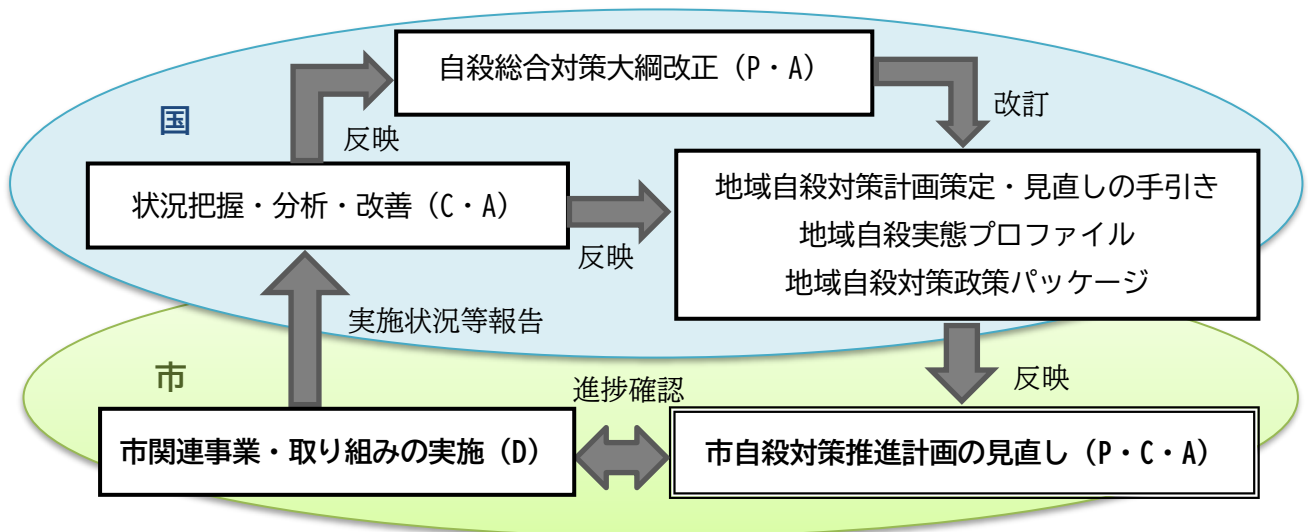
★精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

## 第4章 計画の推進体制と進行管理

### 1 国と連携したPDCAサイクル

都道府県及び市町村は、国が提供する情報を利用して各地域の自殺対策計画を策定して施策を推進します。また、国は、これらの施策の成果について情報を収集・分析し、地域自殺対策計画策定・見直しの手引き等の修正を行い、これに沿った形で都道府県及び市町村は計画の見直しを行います。このように国と地方公共団体等が連携しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を推進してまいります。

図4-1 国と市が連携したPDCAサイクルのイメージ図



※P：計画（PLAN）、D：実施（DO）、C：状況把握・分析・確認（CHECK）、A：改善（ACT）

### 2 市の関連事業・取り組みの進捗確認

関連事業・取り組みの進捗について、確認シートにより実施状況を把握します。また、計画見直し時には、必要に応じて、関係課のヒアリングを行います。事業・取り組みの推進と合わせ、計画の周知や啓発の機会ととらえます。

【編集・発行】宗像市健康福祉部健康課  
〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号  
TEL 0940-36-1187 FAX 0940-36-2831  
E-mail kenkou@city.munakata.lg.jp